

令和8年8月7日

各都道府県知事 殿

文化庁次長

小林 万里子

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて（通知）

「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和八年政令第二百六十号）が、本年8月7日に施行されましたところ、本政令の施行に伴う宗教法人事務については、下記の点に留意の上、取り計らい願います。

記

- 1 本政令は、令和八年熊本地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく「特定非常災害」として指定する（同法第2条）とともに、同法第3条から第7条までに規定する措置の適用等を定めたものである（条文は別紙参照）。
- 2 令和八年熊本地震による災害によって、令和8年7月28日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務について、その期限内に履行されなかった場合であっても、令和8年11月27日までに履行された場合は、行政上及び刑事上の責任（過料を含む。）は問われないこととされた（本政令第2条及び第4条）。

したがって、宗教法人法第 25 条第 1 項及び第 4 項、第 49 条の 3 第 1 項、第 52 条第 1 項、第 53 条、第 54 条並びに第 56 条から第 58 条までに規定する宗教法人法上の義務の履行期限が、令和 8 年 7 月 28 日以後に到来するものについて、令和 8 年 11 月 27 日までに履行された場合は、同法第 88 条第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 9 号に規定する過料に処さないため、それに必要な措置を行わないこととする。